

お知らせ

浅井水道事業は、上水道への移行をめざして統合事業をおこなっています

浅井水道事業は昭和31年度に集落内水道として創設されて以来、地域の水道普及、水需要増の対応をするため整備し、5か所の簡易水道事業により運営してきました。水道への市民の要望は社会経済の発展により、日常の安定供給はもとより、渇水や災害等の異常時においても必要な水を安定かつ安全に供給できる施設の整備、より良質な水の供給に努めることや適正な水圧を確保する供給サービスの向上が求められています。

浅井簡易水道事業から上水道事業への統合

このような時代の要請から、平成16年3月に滋賀県の認可を得て、5つの簡易水道事業を上水道事業^{※2}としての統合事業に着手しました。

上水道事業への統合事業とは

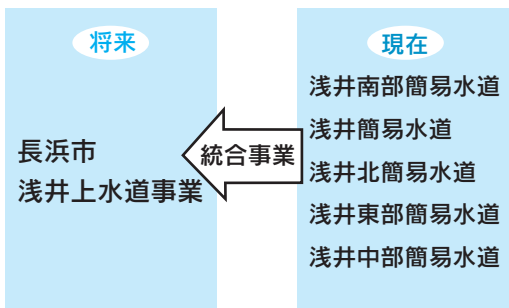
給水量のアップ、水道供給システムの見直し、老朽化施設の耐震改善、各簡水区域間の連絡等を行い、今後の水道経営を合理的効率的に行えるようにするものです。この統合事業には、約20億円を必要とします。

水道事業の健全な経営のために

今後の維持管理費を含め、独立採算制による公営企業化による経営が求められています。ま



▲統合事業により完成した東部浄水場（高山町）



※1 簡易水道事業…給水人口5,000人以下の小規模な水道事業
 ※2 上水道事業…独立採算制の公営企業法適用の水道事業

た、今後の水道事業の健全経営のため、料金体系の見直しも必要になってきます。

浅井簡易水道事業運営協議会

協議会を設置し、市民の代表や学識経験の委員さんに今後の浅井地区水道事業のあり方や運営について審議していただく予定です。

問 上下水道課 (☎651600)

TOPICS

市の発行物や掲示板でお店を宣伝しませんか～広告主募集～

市では、行政改革の一環として、市の新たな財源の確保と市民サービスの向上、地域経済の活性化を図るため、下記の媒体に広告を掲載していただける事業者を募集しています。

長浜盆梅展パンフレット裏面	
【広告期間】	平成22年1月20日～3月10日
【広告規格】	縦6.0cm×横14.0cm 4色刷
【発行枚数】	140,000枚
【掲載料】	140,000円(税込)
【締切り】	9月25日(金)
【対象者】	市内の事業者（観光関連事業者優先）
【申込先】	観光振興課(☎6521)

長浜盆梅展入場チケット裏面	
【広告期間】	平成22年1月20日～3月10日
【広告規格】	縦6.0cm×横10.0cm 1色刷
【発行枚数】	120,000枚
【掲載料】	120,000円(税込)
【締切り】	9月25日(金)
【対象者】	市内の事業者（観光関連事業者優先）
【申込先】	観光振興課(☎6521)

浅井盆梅展パンフレット裏面	
【広告期間】	平成22年1月20日～3月10日
【広告規格】	縦6.0cm×横14.0cm 4色刷
【発行枚数】	15,000枚
【掲載料】	20,000円(税込)
【締切り】	9月25日(金)
【対象者】	市内の事業者（観光関連事業者優先）
【申込先】	観光振興課(☎6521)

浅井盆梅展入場チケット表面	
【広告期間】	平成22年1月20日～3月10日
【広告規格】	縦2.5cm×横5.6cm 4色刷
【発行枚数】	15,000枚
【掲載料】	20,000円(税込)
【締切り】	9月25日(金)
【対象者】	市内の事業者（観光関連事業者優先）
【申込先】	観光振興課(☎6521)

長浜市職員給与明細書	
【広告期間】	平成21年10月～平成22年9月（1年間）
【広告規格】	縦8.0cm×横6.0cm（1枠）1色刷
【募集枠】	4枠
【発行枚数】	35,000枚
【掲載料】	50,000円／枠(税込)
【締切り】	8月28日(金)
【対象者】	市内の事業者優先
【申込先】	総務課(☎6502)

浅井ふれあいの里「電光掲示板」	
プラザふくらの森入口にある電光掲示板に掲示	
【広告期間】	通年 ※月単位で募集
【広告規格】	縦58cm×横170cm 電光掲示板に約10～15秒 文字数24字
【掲載料】	5,000円／月(税込)
【締切り】	随時
【対象者】	市内の事業者優先
【申込先】	農林水産課(☎6522)



パンフレットの裏面に広告が掲載されます。

浅井支所電光サイン掲示板	
浅井支所西側道路にある電光サイン掲示板に掲示	
【広告期間】	通年 ※1週間単位で募集
【広告規格】	縦60cm×横410cm 黒地に赤文字(反転可能) 文字数30字
【掲載料】	5,000円／週(税込)
【締切り】	随時
【対象者】	市内の事業者優先
【申込先】	浅井支所地域振興課(☎4350)

長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱及び各広告媒体の募集要領に準じ募集を行います。

※広報紙及び長浜市ホームページでも広告主を募集しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問・申 企画調整課(☎6504)

電気

8月は電気使用安全月間です



▲鹿野敏夫理事長（滋賀県電気工事工業組合）と川島市長



▲木沢良三代表理事（湖北電気工事協同組合）と川島市長

7月6日、市は災害時における電気設備の応急復旧に関する協定を滋賀県電気工事工業組合及び湖北電気工事協同組合と結びました。

この協定では、長浜市内で地震や風水害などの災害が発生した場合、市が業界組合等と災害時における協定を結ぶのは10件目です。

災害協定

滋賀県電気工事工業組合及び湖北電気工事協同組合と災害時の応援協定を締結

た時に、災害対策の活動拠点となる公共施設等の電気設備の応急復旧等に必要な人員・機材等を提供することなどが定められています。

現代社会で文化的な生活を営んでいくうえにおいて、欠かすことができない「電気」は、使い方を誤ると死傷事故につながるなど、とても危険です。

国では感電事故の発生率が高い8月を「電気使用安全月間」と定め活動が行われています。

みなさんも電気で大きな事故や火災を起こさないよう、次の点について、もう一度チェックをしてみましょう。

- 電気的安全度チェック
- 電気のコードを束ねていない
- たこ足配線にしていない
- コンセントまわりを掃除している
- 漏電遮断機をつけている
- アースを取り付けている

すべてにチェックができればまずは安心です。でも、電気工事をするときは、資格が必要なので、必ず電気工事店にまかせましょう。